

令和6年第1回広尾町議会定例会 第2号

令和6年3月6日（水曜日）

○議事日程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 議案第20号 令和5年度広尾町一般会計補正予算（第11号）について
- 3 議案第21号 令和5年度広尾町港湾管理特別会計補正予算（第4号）について
- 4 議案第22号 令和5年度広尾町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第5号）について
- 5 議案第23号 令和5年度広尾町介護保険特別会計補正予算（第5号）について
- 6 議案第24号 令和5年度広尾町介護サービス事業特別会計補正予算（第7号）について
- 7 議案第25号 令和5年度広尾町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について
- 8 議案第26号 令和5年度広尾町病院事業債管理特別会計補正予算（第1号）について
- 9 議案第27号 令和5年度広尾町水道事業会計補正予算（第6号）について
- 10 議案第28号 令和5年度広尾町下水道事業会計補正予算（第5号）について
- 11 議案第29号 令和6年度広尾町一般会計予算について
- 12 議案第30号 令和6年度広尾町港湾管理特別会計予算について
- 13 議案第31号 令和6年度広尾町国民健康保険事業勘定特別会計予算について
- 14 議案第32号 令和6年度広尾町介護保険特別会計予算について
- 15 議案第33号 令和6年度広尾町介護サービス事業特別会計予算について
- 16 議案第34号 令和6年度広尾町後期高齢者医療特別会計予算について
- 17 議案第35号 令和6年度広尾町病院事業債管理特別会計予算について
- 18 議案第36号 令和6年度広尾町水道事業会計予算について
- 19 議案第37号 令和6年度広尾町下水道事業会計予算について

○出席議員（12名）

- | | |
|-------------|-------------|
| 1番 松田 健 司 | 2番 浜 野 隆 |
| 3番 萬亀山 ちず子 | 4番 前 崎 茂 |
| 5番 北 藤 利 通 | 6番 志 村 國 昭 |
| 7番 星 加 廣 保 | 9番 渡 辺 富久馬 |
| 10番 小 田 雅 二 | 11番 旗 手 恵 子 |
| 12番 山 谷 照 夫 | 13番 堀 田 成 郎 |

○欠席議員（0名）

○出席説明員

町	長	村	瀬	優
会 計 管 理 者		沖	田	美
兼 出 納 室 長		沖	田	美
総 務 課 長		山	崎	彦
総 務 課 長 補 佐		柏	崎	弥 香 子
併 総 務 課 参 事		西	内	努
併 総 務 課 主 幹		木	幡	幸 雄
併 総 務 課 主 幹		木	村	正 樹
併 総 務 課 主 幹		坂	田	邦 昭
企 画 課 長		山	岸	直 宏
企 画 課 長 補 佐		鎌	田	直 慎
住 民 課 長		楠	本	直 晃 美
住 民 課 長 補 佐		村	中	晃 央
兼 住 民 課 長 補 佐		三	浦	直 子
保 健 福 祉 課 長		宝	泉	一 大
保 健 福 祉 課 参 事		保	坂	一 也
兼老人福祉センター所長		宝	泉	一 大
地域包括支援センター長		村	上	洋 子
兼健康管理センター長		保	坂	一 也
健康管理センター次長		三	浦	直 子
保健福祉課子育て支援室長		浜	頭	力
兼子育て世代包括支援センター長		浜	頭	力
認定こども園ひろお保育園長		佐 々 木	み ゆ き	
認定こども園ひろお保育園副園長		船	田	光 恵
兼 豊 似 保 育 所 長		船	田	光 恵
特別養護老人ホーム所長		金	石	輝 義
兼養護老人ホーム所長		金	石	輝 義
農 林 課 長		及	川	隆 之
兼 町 営 牧 場 長		及	川	隆 之
水産商工観光課長		室	谷	直 宏
水産商工観光課長補佐		山	田	雅 樹
建 設 水 道 課 長		寺	井	昌 真
建 設 水 道 課 長 補 佐		三	上	昌 樹
建 設 水 道 課 長 補 佐		川	崎	幸 一
兼下水終末処理センター長		寺	井	真

港 湾 課 長	安 岡 伸 弘
港 湾 課 長 補 佐	須 田 圭 一

〈 教 育 委 員 会 〉

教 育 長	菅 原 康 博
管 理 課 長	山 畑 裕 貴
管 理 課 長 補 佐	三 浦 弘 樹
学校給食センター所長	山 岸 達 也
社 会 教 育 課 長	渡 辺 將 人
兼 図 書 館 長	渡 辺 將 人
兼 海 洋 博 物 館 長	渡 辺 將 人

〈 選 挙 管 理 委 員 会 〉

委 員 長	辻 田 廣 行
併 書 記 長	山 崎 勝 彦

〈 監 査 委 員 〉

代 表 監 査 委 員	澤 田 佳 幸
併 書 記 長	白 石 晃 基

〈 公 平 委 員 会 〉

委 員 長	鈴 木 孝 俊
併 書 記 長	山 崎 勝 彦

〈 農 業 委 員 会 〉

会 長	大 森 康 雄
事 務 局 長	森 谷 亨

○出席事務局職員

事 務 局 長	白 石 晃 基
事 務 局 次 長	佐 藤 直 美
総 務 係 主 事 補	佐 々 木 琴 葉

◎開議の宣告

1、議長（堀田） これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

1、議長（堀田） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、6番、志村國昭議員、11番、旗手恵子議員を指名します。

◎日程第2 議案第20号～日程第10 議案第28号

1、議長（堀田） 日程第2、議案第20号 令和5年度広尾町一般会計補正予算（第11号）についてから日程第10、議案第28号 令和5年度広尾町下水道事業会計補正予算（第5号）についてまでの9件を一括議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

村瀬町長、登壇願います。

1、町長（村瀬） 議案第20号から議案第28号まで、一括して提案説明を申し上げます。

今回の補正の主な内容であります。確定見込みによる事業費及び歳入の整理であります。

最初に、議案第20号 令和5年度広尾町一般会計補正予算（第11号）についてであります。

第1条は、歳入歳出予算の総額からそれぞれ3億248万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を77億2,429万6,000円とするものであります。

第2項につきましては、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものとするものであります。

第2条は、繰越明許費の補正でありまして、繰越明許費の追加及び変更を第2表でお示しするものであります。

第3条は、債務負担行為の補正でありまして、債務負担行為の追加、変更及び廃止を第3表でお示しするものであります。

第4条は、地方債の補正でありまして、地方債の変更を第4表でお示しするものであります。

40ページをお願いいたします。

第2表の繰越明許費の追加であります。

事業名、戸籍附票システム改修委託料ほか9件について、繰越明許費の設定をしたいとするものであります。

次に、繰越明許費の変更であります。

事業名、港湾直轄事業負担金について金額を変更するものであります。

次のページの第3表、債務負担行為の追加であります。

事項といたしまして、町長・町議会議員選挙ポスター掲示場設置等委託料ほか5件について、債務負担行為の設定をしたいとするものであります。

次に、債務負担行為の変更であります。

事項といたしまして、赤潮被害対策漁業支援資金利子補給について限度額の変更をするものであります。

続きまして、債務負担行為の廃止であります。

事項といたしまして、漁業近代化利子補給につきましては、借入実績がなかったため廃止するものであります。

続きまして、42ページの第4表、地方債補正の変更であります。

限度額の変更でありまして、過疎対策事業債ほか1件につきまして、事業の確定見込みにより整理を行うものであります。

町債の合計から3,520万円を減額し、4億7,538万6,000円とするものであります。

なお、歳入歳出の詳細につきましては、担当課長より補足説明をいたさせます。

続きまして、議案第21号 令和5年度広尾町港湾管理特別会計補正予算（第4号）についてであります。

第1条は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ716万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を1億1,180万5,000円とするものであります。

第2項につきましては、補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものであるものとします。

内容は、事業の確定見込みによる歳入歳出の整理であります。

次に、議案第22号 令和5年度広尾町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第5号）についてであります。

第1条は、歳入歳出予算の総額からそれぞれ2,727万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を9億2,260万円とするものであります。

第2項については、補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものであるものとします。

補正の内容は、事業の確定見込みによる歳入歳出の整理であります。

続きまして、議案第23号 令和5年度広尾町介護保険特別会計補正予算（第5号）についてであります。

第1条は、歳入歳出予算の総額からそれぞれ2,492万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を7億2,827万5,000円とするものであります。

第2項につきましては、補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものであるものとします。

内容は、確定見込みによる歳入歳出の整理であります。

続きまして、議案第24号 令和5年度広尾町介護サービス事業特別会計補正予算（第7号）についてであります。

第1条は、歳入歳出予算の総額からそれぞれ3,556万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を2億9,522万4,000円とするものであります。

第2項につきましては、補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものです。

第2条は、債務負担行為の補正でありまして、債務負担行為の追加を第2表でお示しするものであります。

第3条は、地方債の補正でありまして、地方債の変更を第3表でお示しするものであります。

補正の内容は、確定見込みによる歳入歳出の整理であります。

55ページをお願いいたします。

第2表の債務負担行為の追加であります。

事項といたしまして、老人福祉施設等給食業務委託料について債務負担行為の設定をしたいとするものであります。

次に、第3表の地方債の変更であります。

介護サービス事業債ほか1件について、事業の確定見込みにより減額整理を行うものであります。

町債の合計から1,670万円を減額し、6,100万円とするものであります。

続きまして、議案第25号 令和5年度広尾町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）についてであります。

第1条は、歳入歳出予算の総額からそれぞれ361万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を1億2,684万8,000円とするものであります。

第2項については、補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものです。

内容は、確定見込みによる歳入歳出の整理であります。

続きまして、議案第26号 令和5年度広尾町病院事業債管理特別会計補正予算（第1号）についてであります。

第1条は、歳入歳出予算の総額からそれぞれ440万円を減額し、歳入歳出予算の総額を6,443万円とするものであります。

第2項については、補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものです。

第2条は、地方債の補正でありまして、地方債の変更を第2表でお示しするものであります。

補正の内容は、事業の確定見込みによる歳入歳出の整理であります。

62ページをお願いいたします。

第2表の地方債補正の変更であります。

病院事業債ほか1件につきまして、事業費の確定見込みによる減額であります。

町債の合計から440万円を減額し、1,920万円とするものであります。

続きまして、議案第27号 令和5年度広尾町水道事業会計補正予算（第6号）についてであります。

第1条は、令和5年度広尾町水道事業会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによるものである。

第2条は、予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものでありまして、事業の確定見込みによる整理であります。

第3条の資本的収入及び支出であります。予算第4条本文括弧書きをおのおの改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものとなります。事業の確定見込みによる減額であります。

第4条の企業債であります。簡易水道事業債ほか1件について、事業費の確定見込みによる減額であります。起債の合計から420万円を減額し、2,570万円とするものとなります。

第5条の議会の議決を経なければ流用することのできない経費であります。職員給与費でありまして、15万6,000円を減額するものとなります。

第6条は、他会計からの補助金でありまして、「62,817千円」に改めるものとなります。

第7条は、たな卸資産購入限度額でありまして、「14,869千円」に改めるものとなります。

続きまして、議案第28号 令和5年度広尾町下水道事業会計補正予算（第5号）についてであります。

第1条は、令和5年度広尾町下水道事業会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによるものである。

第2条は、予算第2条に定めた業務の予定量（4）の主要な建設改良事業費中、各種工事についてそれぞれ減額するものとなります。

第3条は、収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものでありまして、事業の確定見込みによる整理であります。

第4条の資本的収入及び支出であります。予算第4条本文括弧書きをおのおの改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものとなります。事業の確定見込みによる整理であります。

第5条の企業債であります。公共下水道事業債ほか2件について、事業費の確定見込みによる減額であります。起債の合計から1,670万円を減額し、4,890万円とするものとなります。

第6条は、他会計からの補助金でありまして、「203,458千円」に改めるものとなります。

第7条は、利益剰余金の処分でありまして、「82,792千円」に改めるものとなります。

第8条は、たな卸資産購入限度額でありまして、「2,141千円」に改めるものとなります。

以上をもちまして議案第20号から議案第28号までの補正予算についての提案理由の説明とさせていただきます。議決方よろしくお願い申し上げます。

1、議長（堀田） 次に、補足説明をさせます。

山崎総務課長。

1、総務課長（山崎） それでは、一般会計補正予算（第11号）について、事項別明細書によりご

説明いたします。

このたびの補正予算につきましては、事業費の確定、また、歳入歳出の整理、単価改定等によります燃料費及び電気料の追加、また、人件費の整理等を全款にわたって行っております。これら以外の補正内容を中心にご説明いたしたいと思っております。

それでは、歳出からご説明させていただきます。

事項別明細書の13ページをお願いいたします。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費は、13節使用料の増に伴います複写機使用料の追加、また、17節備品購入費で新規採用職員用の事務用椅子購入費の追加であります。

14ページをお願いいたします。

3目財務管理費、24節積立金は、まちづくり整備資金への寄附により、まちづくり基金積立金の追加のほか、ふるさと納税寄附金の実績に伴います減額整理を行ったものでございます。

次に、17ページをお願いいたします。

13目OA化推進費、18節負担金補助及び交付金は、給与システムの改修に伴います負担金の追加であります。3項1目戸籍住民基本台帳費、12節委託料は、システム改修に係る委託料の繰越明許費設定に伴う組替え、また、振り仮名仮登録のための戸籍附票システム改修委託料の追加であります。

20ページをお願いいたします。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、こちらの説明欄、08特別会計繰出金は、国及び道からの基盤安定制度負担金の追加交付に伴いまして、国保会計への繰出金を追加するものであります。2目社会福祉施設費、10節需用費、デイサービスセンターの浴室の修繕料を追加するものであります。3目養護老人ホーム施設費、21ページの12節委託料、食材料費の高騰に伴います給食業務委託料の追加であります。

次のページ、22ページをお願いいたします。

4目障害者母子福祉費、12節委託料で、利用件数の増に伴います障害者日中一時支援事業委託料の追加、19節扶助費につきましては、施設入所者に係る自立支援給付費の追加であります。

その下、23ページ、5目身障ひとり親医療特別対策費、19節扶助費は、給付費の増に伴います重度心身障がい者、また、乳幼児及び児童に係る医療費の追加であります。6目老人福祉費は、22節償還金利子及び割引料で、国及び道からの交付金返還金額確定通知に伴う追加、また、24節積立金は、老人福祉施設整備資金寄附金を基金へ積み立てるものであります。27節繰出金は、各特別会計の補正に伴います繰出金の整理であります。

25ページをお願いします。

中ほどの8目後期高齢者医療費は、13節委託料で健診受診者の増に伴います委託料の追加であります。

26ページをお願いいたします。

12目物価高騰緊急支援給付金給付事業費、また、その下、13目住民税均等割課税世帯給付金給付事業費は、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を受け実施いたします給付金給付事業費

の追加であります。

27ページ、2項児童福祉費、2目保育所費、15節原材料費、こちらの説明欄、給食原材料費の追加は、食材料等の高騰に伴う追加でございます。

29ページをお願いします。

下段の5目子育て支援費、22節償還金利子及び割引料の追加は、過年度分補助金返還金の追加であります。

次の30ページをお願いいたします。

下段の4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費、18節は十勝圏複合事務組合への汚水処理下水道建設負担金の整理、また、繰越明許費への組替えであります。

31ページの上段の27節繰出金につきましては、特別会計での事業費の確定に伴います繰出金の追加であります。

次のページ、32ページをお開き願います。

3目予防費、12節委託料、説明欄一番下になります新型コロナウイルスワクチン追加接種対応ツール導入委託料であります。追加接種の実施に伴いまして、業務システムに機能を追加する費用を補正するものであります。財源につきましては、国からの補助金で手当てされてございます。17節の備品購入費につきましては、修理不能になりました調理用備品更新費用の追加であります。

34ページをお願いします。

中段、6目国民健康保険病院費、18節負担金補助及び交付金の追加は、収入減に伴います国民健康保険病院運営交付金の追加であります。

35ページ、5款農林水産業費、1項農業費、3目農業振興費、こちらの説明欄の18節、中山間地域等直接支払交付金は、面積の増加に伴う事業費の追加であります。24節の積立金の追加であります。各事業の事業費が確定したことによる充当財源の整理に伴いまして、基金積立金を追加するものでございます。

次のページ、36ページをお願いします。

下段、3項水産業費、2目水産業振興費、18節、37ページの説明欄の一番上になります。北海道水産多面的機能発揮対策協議会負担金は、ウニ対策及び赤潮被災海域調査事業に係ります負担金を繰越明許費として追加するものであります。その2つ下のウニ増殖対策事業補助金の減額につきましては、道からの補助金の追加手当てがなされたことから、町からの補助金を全額減額整理したものでございます。

38ページをお願いします。

6款1項商工費、1目商工振興費、18節負担金補助及び交付金は、実績による整理のほか、融資額の増加に伴いまして中小企業融資保証料交付金を追加いたしております。

次に、40ページをお願いします。

6目ふるさと納税推進費は、ふるさと納税寄附金の実績に基づく整理であります。8目物価高騰対策緊急支援事業費は、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、生活応援クーポン券発行事業費用を繰越明許費として追加するものであります。昨日町長から行政報告をさせてい

ただいたものでございます。

41ページ、7款土木費、2項道路橋りょう費、1目道路橋りょう維持費は、事業費の確定による減額整理のほか、除排雪の事業に係ります費用を各費目ごとに追加してございます。

次に、47ページをお願いします。

9款教育費、2項小学校費、1目学校管理費の説明欄の14節工事請負費であります。こちらにつきましては、各小学校エアコンの整備工事費の繰越明許費への組替えであります。

同じく、48ページの3項中学校費の説明欄、14節工事請負費、また、50ページ、6項学校給食費、14節工事請負費につきましても、小学校費と同様にエアコンの整備に係る事業費を繰越明許費へ組み替えたものであります。

11款1項公債費につきましては、財源内訳の補正であります。

12款予備費は、予算の全体調整となっております。

次に、補正予算の歳入であります。

事項別明細書の3ページをお願いします。

1款町税、2項町民税、2目法人は、法人町民税の追加であります。

5ページをお願いいたします。

14款国庫支出金、2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金、1節総務管理費補助金は、歳出の戸籍住民基本台帳システムで改修事業に充てる補助金の繰越明許費設定に伴う整理でございます。4節地方創生臨時交付金は、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の推奨事業分の交付額の決定通知による追加でございます。現年度分の411万3,000円につきましては、福祉灯油の上乗せ支給事業と学校給食費の原材料費の物価高騰対策事業に充当してございます。繰越明許費分につきましては、商工費のクーポン券発行事業へ充当するものでございます。2目民生費国庫補助金、6節地方創生臨時交付金、説明欄の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金は、社会福祉費の給付金給付事業費へ充当するものであります。3目衛生費国庫補助金、1節保健衛生費補助金、説明欄、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業補助金は、予防費のワクチン接種事業へ充当するものであります。

次のページ、6ページをお願いいたします。

5目の教育費国庫補助金であります。エアコン整備事業費に係る補助金額の確定の通知を受け整理したものでございます。

8ページをお願いいたします。

16款財産収入、2項の財産売払収入、1目不動産売払収入、1節土地売払収入は、町有地の売払い額の確定に伴います追加でございます。

17款1項寄附金、2目指定寄附金は、まちづくり整備資金寄附金、老人福祉施設整備資金寄附金、林業振興資金寄附金へ寄附を受けたものでございます。3目ふるさと納税寄附金は、実績に基づきます各基金の整理及び企業版ふるさと納税寄附金へ寄附を受けたものでございます。

9ページ、18款1項1目繰入金、歳出の事業費の確定見込みにより減額整理を行ったものでございます。2目特別会計繰入金は、各特別会計での事業費の整理に伴いまして整理を行ったものであ

ります。

10ページをお願いいたします。

20款諸収入、5項2目5節雑入であります。広報ひろお広告掲載料を追加しております。

21款1項町債は、事業費の確定による整理。

また、11ページ、4目補正予算債で、教育費のエアコン整備事業費に係る起債のメニュー変更、また、繰越明許費の設定に伴いまして、2節学校教育施設等整備事業債、3節防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債で組替えを行っております。

以上で、補足説明を終わります。よろしくお願いいたします。

1、議長（堀田） 次に、宝泉保健福祉課長。

1、保健福祉課長（宝泉） 議案第20号、一般会計補正予算（第11号）、3款民生費、1項社会福祉費、12目物価高騰緊急支援給付金給付事業費、13目住民税均等割課税世帯給付金給付事業費につきまして補足説明をいたします。

議案資料の43ページをご覧ください。

住民税均等割課税世帯給付金給付事業についてです。

初めに、1のこの事業の目的につきましては、物価高騰の負担軽減を図るため、これまで実施しました物価高騰緊急支援給付金の給付対象とならない住民税均等割のみ課税世帯に対し、臨時的な措置として給付金を給付するものでございます。また、当該給付金または物価高騰緊急支援給付金の給付対象世帯のうち子育て世帯に対し、こども加算として給付金を給付するものです。

2の給付対象につきましては、（1）の住民税均等割課税世帯給付金につきましては、基準日におきまして令和5年度分の住民税所得割が課税されていない方のみで構成されている世帯です。ただし、住民税非課税世帯は含まれません。

（2）のこども加算につきましては、アの上記（1）の世帯と同一世帯となっている18歳以下の児童、イの物価高騰緊急支援給付金を既に受給した世帯と同一世帯となっている18歳以下の児童が給付の対象です。

3の給付対象世帯数ですが、（1）の住民税均等割課税世帯給付金は300世帯を見込んでおり、（2）のこども加算につきましては、それぞれ記載のとおりでございます。

次のページ、44ページをご覧ください。

4の給付額につきましては、（1）の住民税均等割課税世帯給付金は1世帯当たり10万円、（2）のこども加算につきましては児童1人当たり5万円です。

次に、5の給付方法についてです。

（1）の住民税均等割課税世帯給付金は、まず先行給付としまして、道が実施しました低所得者世帯臨時特別給付金の給付を既に受けた世帯に給付します。その他につきましては、記載のとおり、必要な情報を確認の上、給付します。

（2）のこども加算につきましては、アの住民税均等割課税世帯給付金分は、当該給付金に加算

し、合わせて給付します。

イの物価高騰緊急支援給付金分につきましては、記載のとおりで、(1)、(2) いずれも、これまでの各種給付金と同様にプッシュ型の方法により迅速に給付します。

次のページ、45ページです。

最後に、6の給付スケジュールについてですが、記載のとおり、いずれも3月下旬から5月上旬までの期間で給付し、会計上は年度内に給付を完了させる予定です。

なお、この給付事業は、国からの配分による物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の給付金・定額減税一体支援枠を活用し、実施するものでございます。

補足説明は以上です。

1、議長（堀田） 次に、室谷水産商工観光課長。

1、水産商工観光課長（室谷） 私のほうから、商工費の事業について説明をいたします。

一般会計の事項別明細書（第11号）の40ページ、6款1項8目物価高騰対策緊急支援事業費と併せまして、議案資料の46ページをお開き願います。

ひろお生活応援クーポン券発行事業補助金であります。

目的は、物価高騰等による町民の経済的負担の軽減及び地域経済の消費喚起を目的に生活応援クーポン券を発行するものであります。

2として、名称につきましては「ひろお生活応援クーポン券」となります。

3、対象としまして、(1)として令和6年5月1日に住民登録されている町民、(2)として令和6年10月31日までに転入及び出生の届出があった町民とします。

4、クーポンの配布につきましては、1枚当たり500円とし、1組10枚、5,000円分をお一人分として、世帯人数分を世帯主宛てに送付いたします。

5、クーポン券を利用できる業者は、公募を行い、応募のあった町内の商工業者といたします。

6、クーポン券の使用期間としましては6月1日から11月30日までとし、期限が切れたクーポン券は使用できないものといたします。

今後の予定といたしまして、4月中に商工業者の応募、クーポン券の印刷などを商工会に補助事業として実施してもらい、5月の最終週の27日以降、順次世帯主宛てに郵送にて送付する予定としております。

以上、補足説明とさせていただきます。

1、議長（堀田） これをもって提案理由の説明を終わります。

お諮りします。審議の方法は、一般会計から各会計ごとに行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認め、一般会計から各会計ごとに審議を行います。

申し上げます。本案9件については、会議規則第55条の質疑回数の規定を適用せず審議することといたします。

これより審議に入ります。

初めに、議案第20号 令和5年度広尾町一般会計補正予算（第11号）についてを審議します。

初めに、歳出に対する質疑の発言を許します。

4番、前崎議員。

1、4番（前崎） 事項別明細書の15ページでありますけれども、2款1項企画費の18節で移住促進事業費がございますけれども、このうち、1つには広尾町活き生きプロジェクト交付金、これは当初予算で166万6,000円計上していきまして、今回112万円の減額となっておりますけれども、執行された内容等についてご説明をいただきたいと思います。

それから、その下の広尾町移住支援金、これは160万円当初予算で計上して今回皆減になっておりますけれども、移住に至らなかったという認識でありますけれども、この間、例えば問合せですとか、相談ですとか、そういったものが何件程度あったのか、これについてご説明いただきたいと思います。

それと、32ページ、4款1項3目の予防費の関係で、保健事業費のうち予防接種委託料、これ当初予算で1,614万2,000円計上されているのですけれども、今回1,638万8,000円の減額ということなのですけれども、この内訳について詳しく説明をいただきたいと思います。

それと、40ページの6款1項6目ふるさと納税推進費のうち12節委託料、この中でふるさと納税コーディネート委託料416万1,000円の減額となっておりますけれども、これは当初予算が429万円ということで、ほとんど、執行率が3%程度なのですけれども、この委託料自体、どういう位置づけで、どういう志向だったのか、これについて説明をいただきたいと思います。

あと、その下の13節ふるさと納税サイト使用料、当初予算2,190万3,000円ですけれども、今回1,406万3,000円の減額となっております。この納税サイトの使用料、歳入でも触れますけれども、ふるさと納税の納入実績が減ったということなのですけれども、それにしても3分の2以上の執行残という形になろうかと思うのですけれども、この点について詳細にご説明をいただきたいと思います。

以上です。

1、議長（堀田） 山岸企画課長。

1、企画課長（山岸） それでは、まず前崎議員の質問にご説明をさせていただきます。

活き生きプロジェクト交付金なのですけれども、予算額は167万1,000円に對しまして、今回112万円の減額をしております。内容につきましては、それぞれ報償費、需用費、役務費、使用料・賃借料ということで、この使用料・賃借料の中で施設借り上げ料やレンタカー借り上げ料等々を見込んでおたわけですけれども、今回この事業で行っております、ワーキングホリデーと称しまして、大学生や社会人を受け入れて、働きながら広尾町の生活を味わってもらう、そういった生活をして

いたのですけれども、この中でレンタカー借り上げ料等が思ったよりも、見込み等よりもかからなくて、このような形で減額をしております。それぞれこの事業で今言ったような形で消耗品等々の精算をした形でこのような減額になったわけなのですが、主な要因としましては施設の貸借料やレンタカーなどの借り上げ料が極端に少ないという形で、このような減額になっております。

続きまして、広尾町移住支援金なのですが、この制度、東京圏から広尾町に移住してもらうという形で、企業と連携しながらこちらのほう、事業を行っているわけです。単身と世帯1組ずつを見込んでいたわけなのですが、今回実績がなかったということで減額をさせてもらっております。なかなかハードルが高くて、具体的に問合せ等がなかったような状況で、今回減額という形になっております。

以上です。

1、議長（堀田） 保坂保健福祉課参事。

1、保健福祉課参事（保坂） それでは、予防接種委託料の減額補正について説明させていただきます。

主になのですが、こちらのほうにつきましては、新型コロナウイルスワクチンを補正予算で計上させていただきました。そのときに春接種開始として3,000人、秋接種開始として4,000人を見込んだところであります。実績のほうにつきましては、4月から9月で約2,000回、10月以降で約2,100回を見込んでおりまして、合わせて4,100回のワクチン接種となる見込みであります。その結果、見込んでいた接種回数が約3,000回ぐらい下回ったことによって、大幅な減額になってしまったものであります。

以上です。

1、議長（堀田） 室谷水産商工観光課長。

1、水産商工観光課長（室谷） ふるさと納税関係の部分につきまして説明いたします。

コーディネート委託料の関係でございますが、当初、業者と契約をしましてコーディネートを委託しておりましたが、ふるさと納税の寄附額が伸びないものですから、コーディネート契約を解除させていただきました。その関係でそのコーディネートの支出分を減額させていただいた現況になります。

それから、サイト使用料の部分につきましては、当初の寄附額の見込みよりかなり下がったというところもございます。1月までの支出が680万円ほどあったのです。それで、今後の支出見込みが99万円、合計で780万円ほどの支出を見込みまして、予算現額2,190万円から1,400万円を差し引いた額を、今回、減額補正提案したところであります。

以上です。

1、議長（堀田） 前崎議員。

1、4番（前崎） 15ページの移住支援金160万円の減額の関係なのですけれども、実際移住がなく、改めて問合せ等についてもなかったということなのですけれども、これについて例えば周知ですか、そういった部分をどういった形で展開されているのか。例えば東京圏という限定の部分があって、これ多分、当初予算でも質疑をしたのですけれども、移住というテーマといいますか、広義な解釈の中で当然可能かと思うのですけれども、その辺含めてもっと幅広く周知をする、そういった取組についてどのようにやられたのか、これについてご説明いただきたいと思います。

それと、ふるさと納税コーディネート委託料の関係で、契約を解除したということなのですけれども、よく中身が分からないのですけれども、以前、今はどうか分かりませんが、ふるさと納税全国100選とかいう雑誌が出ていまして、そこで広尾町も過去に掲載したのを、私、その冊子を購入して見たことがあるのですけれども、確認したら1ページ当たり60万円程度の費用がかかるということなのですけれども、いろんな、ネットですとか、そういった本による周知もしているかと思うのですけれども、もともとこのコーディネート委託料の趣旨といいますか、結果として解除したということなのですけれども、今後のことも含めて、その点もう少し詳しくご説明をいただきたいと思います。

1、議長（堀田） 山岸企画課長。

1、企画課長（山岸） 広尾町移住支援金の制度につきましては、こちらのほう、歳入の補正でも財源内訳で説明しているのですけれども、北海道移住支援金交付事業費補助金ということで、国の制度ということで東京圏からということで指定をされて、このような事業の展開をしております。そういった東京圏だけで本当にいいのかというお話も伺っておりますけれども、現在のところ国の制度に乗ったような事業でこの事業の展開をしているところであります。この事業につきましては、ホームページ、それと移住フェア等でも紹介しておりますけれども、企業とのマッチング、なかなかないような状況でございまして、今、実績がないということであります。

以上であります。

1、議長（堀田） 室谷水産商工観光課長。

1、水産商工観光課長（室谷） ふるさと納税コーディネート委託料の関係でございます。

コーディネート委託料としまして、寄附増を目指してホームページを見やすくしたりだとか、商品開発の部分でコーディネートを委託しておりました。寄附があるたびに何%という契約をしまして支出していく関係だったのですけれども、なかなかコーディネートしていただいても寄附額が伸びなかったものですから、もう少し寄附額が伸びる努力をするというところで、いろいろ業者とやり取りをしていたのですが、なかなか伸びてこないというところもあったものですから、契約を解

除させていただいたところであります。

以上であります。

1、議長（堀田） ほかに。

6番、志村議員。

1、6番（志村） 私も15ページの広尾町移住支援金の関係に関連してお伺いしたいと思いますけれども、ただいま先輩議員のほうから幅広くPRというような話もありましたし、問合せがなかったというお話も伺ったのですけれども、実はこの移住促進のために1冊900円もする冊子を作ったのですね。1,000部作りましたよね。900円もするものですから、幅広くPRするということになると、そんな簡単に配付できるものではないと思うのですけれども、そこで1つだけ聞かせてください。

この1冊900円の移住の冊子、これ、現在どのような配付状況になっているのか、残数はどのくらいあるのかということをお伺いしたいと思います。

1、議長（堀田） 山岸企画課長。

1、企画課長（山岸） 今、移住冊子1,000部を印刷したということで、こちらのほう、移住フェア、道産品フェア等々各種イベント、それと西海市等の交流等で、各イベント等で配付をさせてもらっております。今現在、本当に100部程度ぐらいの残数となっております。かなり好評で配っているという形ではあるのですけれども、今後、1,000部の残数が100部程度になっておりますので、増刷等も視野に入れて対応してまいりたいと考えております。

1、議長（堀田） 6番、志村議員。

1、6番（志村） 残数が少なくなってきたということですが、移住促進を図る上で適当でないと思うのは、1冊900円もするものをそんなイベントでぼんぼん配れるものではないと思いますので、先ほど先輩議員がおっしゃいましたように、幅広くPRするという意味では、もう少し安価なもので作っていただいて広くPRできるようにしていただければなというふうに思います。

説明は要りません。

1、議長（堀田） ほかに。

1番、松田議員。

1、1番（松田） 事項別明細書の40ページ、物価高騰対策緊急支援事業費のうちの12節委託料の部分なのですが、クーポン券配達等業務委託料として上がっていますが、今回のクーポン券という

のは以前のプレミアム商品券と違って全戸にクーポン券を配るというお話でしたけれども、どのような形で各家庭に配布されるのかというところをまず聞いてみたいと思います。

1、議長（堀田） 室谷水産商工観光課長。

1、水産商工観光課長（室谷） 宅急便を予定しております。

1、議長（堀田） 松田議員。

1、1番（松田） 宅急便で送るということは、マンツーマンで、例えば事業者が配達したときにご家庭の方がいらっしゃらない場合とかは、どのような対応になるのですかね。持ち帰るだとか、電話連絡するとか、そのような、どういうふうな形になるか教えてもらいたいと思います。

1、議長（堀田） 室谷水産商工観光課長。

1、水産商工観光課長（室谷） 宅急便でございますので、不在票を入れる形で帰る形になると思います。

ただ、ちょっと業者とも打合せしているのですが、各家庭によっては1回行っていない家庭が出てくるかと思うのです。ですので、ほかの町村の事例を参考に3回程度は不在票を入れないで配布する予定でいます。

なぜかという、半分以上の家庭が最初1回回ったときには不在票を入れるような形になることが多いものですから、3回程度は不在票を入れないのですが、3回目以降どうしてもいらっしゃらないという家庭があれば不在票を入れて対応していくような形を、今、打合せしている最中です。

以上であります。

1、議長（堀田） ほかに。

（「なし」の声あり）

別になければ、以上で質疑を終結します。

次に、歳入に対する質疑の発言を許します。

4番、前崎議員。

1、4番（前崎） 3ページの12款1項の4目教育費負担金のうち学校給食費負担金、高等学校の部分が336万5,000円の減額となっております。この高校に係る学校給食費は任意という形で取り上げられていますけれども、当初予算600万円計上されていて、今回半分ちょっと減額ということなのですけれども、この内容についてご説明をいただきたいと思います。

それから、8ページの17款1項3目ふるさと納税寄附金のうち、ふるさと納税寄附金、これは個

人の部分ですけれども、1億3,100万円の減額という形になっています。個人に係るふるさと納税寄附金額2億850万円、これが当初予算の計上額でありますけれども、実際今回の減額で予算に対する部分が37%、4割を切っている部分なのですね。この要因について説明をいただきたいと思います。

1、議長（堀田） 山岸学校給食センター所長。

1、学校給食センター所長（山岸） それでは、歳入、高校の学校給食費の減額補正について説明をさせていただきます。

先ほども議員のほうから説明があったとおり、高校の給食については、小中学校と違いまして、四半期、3か月ごとに高校のほうから生徒及び教員に周知をして、申込みをいただき、給食を提供しております。

当初予算につきましては、年間200食、1食300円で1人当たり年間6万円、ある程度申込者が増えても対応できるように申込者年間100人分、計600万円を予算計上しているところです。

しかし、ここ数年の申込者が減少しまして、今年度の1日の給食人員は、生徒、教職員含めまして平均52人となっております。また、食数につきましても、例年よりも減っておりまして、今年度の見込みが年間8,785食、実施日数で平均169日を見込んでおります。このため、今年度の高校の給食費の収入見込みが263万5,000円となったため、当初予算から差し引いた336万5,000円を減額補正するものです。

よろしくお願いします。

1、議長（堀田） 室谷水産商工観光課長。

1、水産商工観光課長（室谷） ふるさと納税寄附金の減った理由、要因についてご説明いたします。

原課といたしましては、昨年10月の総務省からの指導によりまして返礼率を下げざるを得なかったというところも、大きな要因の一つかなと思っています。そのほか、魅力ある返礼品が用意できなくて、ほかの町に簡単に言うと負けてしまったのではないのかなというところが原課としては考えているところです。

以上です。

1、議長（堀田） 前崎議員。

1、4番（前崎） ふるさと納税寄附金については、なかなか予算計上に際しては、非常に難しいというか、困難性があることについては、十分認識をしておりますけれども、5年ほど前にも、やはり2億円の歳入予算を見ていて、結果的に3月に1億円減額をしたということで、そのときも指摘したのですけれども、やっぱり地方自治法の会計原則に基づいて、きちっとある程度その精度を

高める必要があるというふうに指摘をした経過があるのですけれども、今回それよりも超える大幅なマイナスということで、加えて令和4年度、昨年度のふるさと納税の個人に係る納税寄附金9,538万円なのです。だから、そういう実績値等を見ても、当初予算の2億800万円というのは過大だと言わざるを得ないと思うのです。これはやっぱりいろんなメニューがあって、積立基金といいますか、その原資になるわけですから、一定程度の安全性と精度を高めるという意味では、今の言われた部分だけではちょっと理解しがたい部分があるのですけれども、その点についてもう一度ご説明をいただきたいと思います。

1、議長（堀田） 室谷水産商工観光課長。

1、水産商工観光課長（室谷） 今後につきまして、実績値に基づいて精度を高めていきたいと思っております。

以上です。

1、議長（堀田） ほかに。

（「なし」の声あり）

別になければ、以上で質疑を終結します。

次に、議案第21号 令和5年度広尾町港湾管理特別会計補正予算（第4号）についてを審議します。

本案に対する質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

別になければ、以上で質疑を終結します。

次に、議案第22号 令和5年度広尾町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第5号）についてを審議します。

本案に対する質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

別になければ、以上で質疑を終結します。

次に、議案第23号 令和5年度広尾町介護保険特別会計補正予算（第5号）についてを審議します。

本案に対する質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

別になければ、以上で質疑を終結します。

次に、議案第24号 令和5年度広尾町介護サービス事業特別会計補正予算（第7号）についてを審議します。

本案に対する質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

別になければ、以上で質疑を終結します。

次に、議案第25号 令和5年度広尾町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）についてを審議します。

本案に対する質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

別になければ、以上で質疑を終結します。

次に、議案第26号 令和5年度広尾町病院事業債管理特別会計補正予算（第1号）についてを審議します。

本案に対する質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

別になければ、以上で質疑を終結します。

次に、議案第27号 令和5年度広尾町水道事業会計補正予算（第6号）についてを審議します。

本案に対する質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

別になければ、以上で質疑を終結します。

次に、議案第28号 令和5年度広尾町下水道事業会計補正予算（第5号）についてを審議します。

本案に対する質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

別になければ、以上で質疑を終結します。

これをもって各会計ごとの質疑を終結します。

これより討論、採決を行います。

お諮りします。議案第20号 令和5年度広尾町一般会計補正予算（第11号）についてから議案第28号 令和5年度広尾町下水道事業会計補正予算（第5号）についてまでの9件を一括して討論、採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第20号から議案第28号までの9件を一括して討論、採決することに決しました。

お諮りします。本案9件は討論を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案9件は討論を省略します。

これより議案第20号 令和5年度広尾町一般会計補正予算（第11号）についてから議案第28号 令和5年度広尾町下水道事業会計補正予算（第5号）についてまでの9件を一括採決します。

お諮りします。本案9件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案9件は原案のとおり可決されました。
暫時休憩します。

午前11時00分 休憩

午前11時00分 再開

再開します。

◎日程第11 議案第29号～日程第19 議案第37号

1、議長（堀田） 日程第11、議案第29号 令和6年度広尾町一般会計予算についてから日程第19、議案第37号 令和6年度広尾町下水道事業会計予算についてまでの9件を一括議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

村瀬町長、登壇願います。

1、町長（村瀬） 議案第29号から議案第37号までを一括して提案説明申し上げます。

最初に、議案第29号 令和6年度広尾町一般会計予算についてであります。

本案は、令和6年度広尾町一般会計予算は、次に定めるところによるものであります。

第1条は、歳入歳出予算でありまして、歳入歳出予算の総額をそれぞれ74億3,000万円と定めたいとするものであります。

第2項は、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」によるものであるとします。

第2条は、債務を負担する行為をすることができる事項、期間、限度額を第2表でお示しするものであります。

第3条は、地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を第3表でお示しするものであります。

第4条は、一時借入金でありまして、地方自治法の規定による一時借入金の借入れの最高額は、12億円と定めたいとするものであります。

第5条は、歳出予算の流用の関係であります。

77ページの第2表をお願いいたします。

債務負担行為でありまして、印刷機リース料から中小企業融資制度利子等補給金補助金までの4件について、債務負担行為の期間、限度額をそれぞれ定めたいとするものであります。

次に、第3表の地方債であります。

臨時財政対策債から過疎対策事業債までの3件について、起債の目的ごとにそれぞれ限度額、起債の方法、利率、償還の方法を第3表のとおり定めたいとするものでありまして、限度額の合計は3億4,010万円であります。

続きまして、議案第30号 令和6年度広尾町港湾管理特別会計予算についてであります。

第1条は、歳入歳出予算でありまして、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億480万円と定めたいとするものであります。

第2項は、歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算」によるとするものであります。

第2条は、債務を負担する行為をすることができる事項、期間、限度額を第2表でお示しするものであります。

第3条は、歳出予算の流用の関係であります。

81ページをお願いいたします。

第2表であります。債務負担行為でありまして、備荒資金組合公用車譲渡事業償還金について、債務負担行為の期間、限度額をそれぞれ定めたいとするものであります。

次のページの議案第31号 令和6年度広尾町国民健康保険事業勘定特別会計予算についてであります。

第1条は、歳入歳出予算でありまして、歳入歳出予算の総額をそれぞれ8億8,300万円と定めたいとするものであります。

第2項は、歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算」によるとするものであります。

第2条は、歳出予算の流用の関係であります。

続きまして、議案第32号 令和6年度広尾町介護保険特別会計予算についてであります。

第1条は、歳入歳出予算でありまして、歳入歳出予算の総額をそれぞれ7億550万円と定めたいとするものであります。

第2項は、歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算」によるとするものであります。

第2条は、歳出予算の流用の関係であります。

続きまして、議案第33号 令和6年度広尾町介護サービス事業特別会計予算についてであります。

第1条は、歳入歳出予算でありまして、歳入歳出予算の総額をそれぞれ16億3,230万円と定めたいとするものであります。

第2項は、歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算」によるとするものであります。

第2条は、債務を負担する行為をすることができる事項、期間、限度額を第2表でお示しするものであります。

第3条は、地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を第3表でお示しするものであります。

第4条は、歳出予算の流用の関係であります。

続きまして、92ページをお願いいたします。

第2表の債務負担行為であります。

備荒資金組合公用車譲渡事業償還金について、債務負担行為の期間、限度額をそれぞれ定めたいとするものであります。

次に、第3表の地方債であります。介護サービス事業債及び過疎対策事業債の2件について、起債の目的ごとにそれぞれ限度額、起債の方法、利率、償還の方法を第3表のとおり定めたいとするものであります。限度額の合計は、11億6,810万円であります。

続きまして、議案第34号 令和6年度広尾町後期高齢者医療特別会計予算についてであります。

第1条は、歳入歳出予算でありまして、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億4,280万円と定めたいとするものであります。

第2項は、歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算」によるものであるとします。

続きまして、議案第35号 令和6年度広尾町病院事業債管理特別会計予算についてであります。

第1条は、歳入歳出予算でありまして、歳入歳出予算の総額をそれぞれ4,502万7,000円と定めたいとするものであります。

第2項は、歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算」によるものであるとします。

第2条は、地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を第2表でお示しするものであります。

99ページをお願いいたします。

第2表の地方債であります。

病院事業債及び過疎対策事業債の2件について、起債の目的ごとにそれぞれ限度額、起債の方法、利率、償還の方法を定めたいとするものでありまして、限度額の合計は620万円であります。

次に、議案第36号 令和6年度広尾町水道事業会計予算についてであります。

第1条は、令和6年度広尾町水道事業会計の予算は、次に定めるところによるものであるとします。

第2条は、業務の予定量であります。

第3条は、収益的収入及び支出の予定額でありまして、上水道事業の収益的収入の予定額の総額を1億5,050万9,000円、簡易水道事業の収益的収入の予定額の総額を1億8,798万7,000円、上水道事業の収益的支出の予定額の総額を1億6,560万円、簡易水道事業の収益的支出の予定額の総額を1億5,304万6,000円と定めたいとするものであります。

次のページの第4条の資本的収入及び支出であります。

資本的収入及び支出の予定額は、次のとおり定めたいとするものでありまして、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億4,281万2,000円は、当年度分消費税資本的収支調整額、過年度分損益勘定留保資金及び当年度分損益勘定留保資金で補填するものと定めるものであります。

最初に、収入であります。簡易水道事業の資本的収入の予定額の総額を1,409万7,000円とするものであります。

次に、支出であります。上水道事業の資本的支出の予定額の総額を1億1,761万4,000円、簡易水道事業の資本的支出の予定額の総額を3,929万5,000円と定めたいとするものであります。

第5条は、一時借入金でありまして、限度額を1,000万円と定めたいとするものであります。

第6条は、支出の流用の関係であります。

第7条は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費でありまして、職員給与費であります。

第8条は、他会計からの補助金でありまして、一般会計からの補助の予定金額を3,528万9,000円と定めたいとするものであります。

第9条は、たな卸資産の購入限度額でありまして、1,801万4,000円と定めたいとするものであります。

続きまして、議案第37号 令和6年度広尾町下水道事業会計予算についてであります。

第1条は、令和6年度広尾町下水道事業会計の予算は、次に定めるところによるものであるとします。

第2条は、業務の予定量であります。

第3条は、収益的収入及び支出の予定額でありまして、公共下水道事業の収益的収入の予定額の総額を3億5,096万7,000円、個別排水処理事業の予定額の総額を3,690万5,000円、公共下水道事業の収益的支出の予定額の総額を2億8,857万6,000円、個別排水処理事業の収益的支出の予定額の総額を3,219万1,000円と定めたいとするものであります。

次のページの第4条の資本的収入及び支出であります。

資本的収入及び支出の予定額は、次のとおり定めたいとするものでありまして、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億6,916万8,000円は、当年度分消費税資本的収支調整額、過年度分損益勘定留保資金、当年度分損益勘定留保資金で補填をするものと定めるものであります。

最初に、収入でありまして、公共下水道事業の資本的収入の予定額の総額を1億3,540万9,000円、個別排水処理事業の資本的収入の総額を1,701万4,000円と定めたいとするものであります。

次に、支出であります。

公共下水道事業の資本的支出の総額を2億9,286万5,000円、個別排水処理事業の資本的支出の総額を2,872万6,000円と定めたいとするものであります。

第5条は、債務負担行為でありまして、令和6年度広尾町水洗便所改造資金借受け者に金融機関が行う融資に伴う損失補償ほか1件について、債務負担行為の期間、限度額をそれぞれ定めたいとするものであります。

第6条は、企業債でありまして、公共下水道事業債から過疎対策事業債の3件について、起債の目的ごとにそれぞれ限度額、起債の方法、利率、償還の方法を定めたいとするものであります。限度額の合計は7,310万円であります。

第7条は、一時借入金でありまして、限度額を1億円と定めたいとするものであります。

第8条は、支出の流用の関係であります。

第9条は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費でありまして、職員給与費であります。

第10条は、他会計からの補助金でありまして、一般会計からの補助の予定金額を1億9,168万5,000円と定めたいとするものであります。

第11条は、たな卸資産の購入限度額でありまして、247万円と定めたいとするものであります。

以上で、提案理由の説明とさせていただきます。

なお、予算の概略につきまして、担当課長より説明をいたさせますので、議決方よろしく願いを申し上げます。

1、議長（堀田）次に、令和6年度予算説明資料について説明をお願いします。

山崎総務課長。

1、総務課長（山崎） それでは、令和6年度の予算についてご説明をさせていただきます。

昨日、町長のほうから予算の概要につきましては説明をさせていただいておりますので、重複する部分につきましては割愛をさせていただきます。

予算説明資料をご用意願います。

1 ページをお願いいたします。

一般会計の予算規模でございます。74億3,000万円。5年度当初予算額73万2,700万円と比較いたしまして、1.4%の増といたしております。

次に、特別会計の予算規模についてであります。港湾管理特別会計から病院事業債管理特別会計までの6会計であります。予算額及び前年度予算との増減率につきましては、記載のとおりでございます。特別会計の合計であります。35億1,342万7,000円、前年度当初比で60.2%の増といたしております。

次に、企業会計の予算規模についてであります。水道事業会計と下水道事業会計の2つの会計であります。予算額及び前年度予算との増減率は記載のとおりであります。企業会計の合計であります。11億1,791万3,000円で、当初の比較1.4%の増であります。

総合計欄であります。一般会計、特別会計、各企業会計の全会計を合わせました予算の総額は120億6,134万円で、13.5%の増となるものでございます。

次に、2ページと3ページ、特別会計及び企業会計への繰出金についてであります。

3ページの下の方の合計及び総合計でご説明申し上げます。

国民健康保険事業勘定特別会計から病院事業債管理特別会計までの5つの特別会計の合計では4億427万4,000円で、6,598万9,000円の増、率といたしまして19.5%の増になってございます。

水道企業会計と下水道企業会計の合計であります。2億4,763万1,000円で、429万5,000円の増、率で1.8%の増であります。

総合計であります。6億5,190万5,000円で、7,028万4,000円の増、率で12.1%の増となっております。

なお、地方独立行政法人広尾町国民健康保険病院への運営交付金につきましては、欄外に参考として記載をさせていただいております。令和6年度の運営交付金は3億3,212万円の計上で、前年比、金額で1,213万2,000円の減、率で3.5%の減となっております。

続きまして、4ページ、5ページをお願いいたします。

一般会計歳入歳出の予算状況でございますが、昨日の予算概要の説明と重複いたしますので、説明につきましては省略をさせていただきます。

次のページ、6ページ、7ページをお願いします。

令和6年度一般会計歳出の性質別の状況でございます。

この表につきましては、一般会計の歳出を、縦に目的別に、横に性質別に整理をしたものでござ

います。

7ページの中ほど、太枠の合計の欄、また、その下の5年度の当初予算との比較で大きく増減しているものについてご説明を申し上げます。

まず、表の左側の人件費でございます。14億4,009万1,000円、当初比較4.1%の増となっております。給与等の改定及び会計年度任用職員の勤勉手当の創設によるものが大きな要因でございます。

次に、5つ隣、普通建設事業費4億9,796万5,000円で、当初比較20.3%の減となっております。

次に、公債費であります。11億9,230万1,000円で、当初比較6.2%の増であります。

隣、積立金でございます。1億5,691万8,000円で、当初比較で26%の減であります。

次に、繰出金であります。4億4,277万4,000円で、当初比較で19.5%の増でございます。

次に、8ページ、9ページをお願いいたします。

給与費の目的別の一覧表でございます。この表につきましては、一般会計の議員、特別職、各種委員報酬、職員に係ります人件費を目的別経費で区分したものでございます。

9ページ、表の右側の合計、差引き、伸び率の欄でご説明いたします。

給与費の合計であります。14億4,009万1,000円で、5,714万8,000円の増、率で4.1%の増でございます。内訳といたしまして、報酬、給料、職員手当等で増、共済費が減となっております。先ほど申し上げましたが、給与等の改定及び会計年度任用職員の勤勉手当の創設が大きな要因となっております。

以上で、一般会計及び各特別会計、各企業会計予算の説明とさせていただきます。よろしく願いをいたします。

1、議長（堀田） これをもって提案理由の説明を終わります。

お諮りします。本案9件は、議長を除く議員全員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案9件は、予算審査特別委員会に付託の上、審査することに決しました。

ここで、委員会の委員長、副委員長を互選するため、予算審査特別委員会の開催を願います。

委員会条例第9条第2項の規定により、年長であります星加廣保議員に臨時委員長をお願いいたします。

本会議を休憩します。

午前11時21分 休憩

午前11時28分 再開

本会議を再開します。

諸般の報告をします。

先ほど設置されました予算審査特別委員会が休憩中に開催され、正副委員長の互選がなされた旨通知がありましたので、報告します。

委員長には星加廣保議員、副委員長には小田雅二議員が互選されました。

以上で、報告を終わります。

◎散会の宣告

1、議長（堀田） 以上をもちまして本日の日程は全て終了しました。

明日7日は、午前10時から本会議を開きます。

なお、議事日程は当日配付しますので、ご了承願います。

本日は、これにて散会します。

散会 午前11時29分